

『長井市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』について

近年、自転車利用のマナー悪化による事故や、事故に対する高額補償の支払いなどが社会問題になっています。山形県でも令和元年に条例を制定し安心安全な自転車の利用を呼びかけていますが、本市においても条例を制定し、ヘルメット着用をはじめとした自転車の安全で適正な利用の促進を図り、安心安全な社会生活の実現を目指すものです。

条例のポイント

- ① **交通安全教育の充実** 市は関係機関・関係団体と協力・連携しながら、自転車利用者への教育及び啓発の機会を充実していきます。
- ② **乗車用ヘルメット着用と自転車の点検・整備の促進** 自転車利用者自身を守るためにも、自転車利用の際にはヘルメットを着用し、安全な自転車利用のため、自転車の点検・整備をしっかり行いましょう。
- ③ **自転車損害賠償保険等の加入促進** 万が一、交通事故の加害者になった場合でも、被害者救済や経済的負担を軽減するために自転車損害賠償保険等に加入しましょう。

条例の概要(上記ポイントを充実・促進するための各主体の責務等)

【目的】自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に推進し、安心、安全な社会生活の実現に寄与する。

【基本理念】自転車の安全で適正な利用の促進は、市民、事業者等が自転車の安全で適正な利用について自ら理解を深め、かつ、市、市民、事業者等が連携し、及び協力することにより、自転車に関係する事故の防止を図ることを旨として、行わなければならない。

市

- ・自転車の安全で適正な利用に関する総合的な施策の推進
- ・関係団体等との連携及びそれらが行う取組への支援

市民等(通勤・通学含む)

市民

- ・職場、地域等における自転車の安全で適正な利用に関する取組への参加
- ・市が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策への協力

自転車利用者

- ・自転車の安全で適正な利用に関する知識の習得と歩行者等の安全への配慮
- ・ヘルメットの着用等の安全上の措置
- ・自転車損害賠償保険等への加入
- ・自転車を安全に走行させるための点検・整備

保護者

- 監護する未成年者に対しての取組
- ・自転車を安全で適正に利用するよう指導
- ・ヘルメットを着用させ、利用する自転車の点検・整備を行う
- ・自転車利用に際し、自転車損害賠償保険等への加入

小売等事業者

- 自転車の購入者に対しての取組
- ・ヘルメット着用等自転車の安全な利用に関する情報提供と助言
- ・自転車損害賠償保険等の加入の有無の確認と加入に関する情報提供

事業者

- ・従業員等に対する交通安全教育と自転車の安全利用の啓発
- ・事業で自転車を利用する際のヘルメット着用、点検整備、保険等の加入

学校等

- ・児童、生徒、学生に対するヘルメットの着用をはじめとする自転車の安全利用に関する教育や啓発と、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報提供
- ・生徒やその保護者に対する自転車損害賠償保険等の加入の有無の確認